

●●●●● 民事訴訟手続とは ●●●●●

★ 当事者間に紛争がある場合に、裁判官が双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、判決によって紛争の解決を図る手続です。

訴訟の途中で話し合いにより解決することもできます。

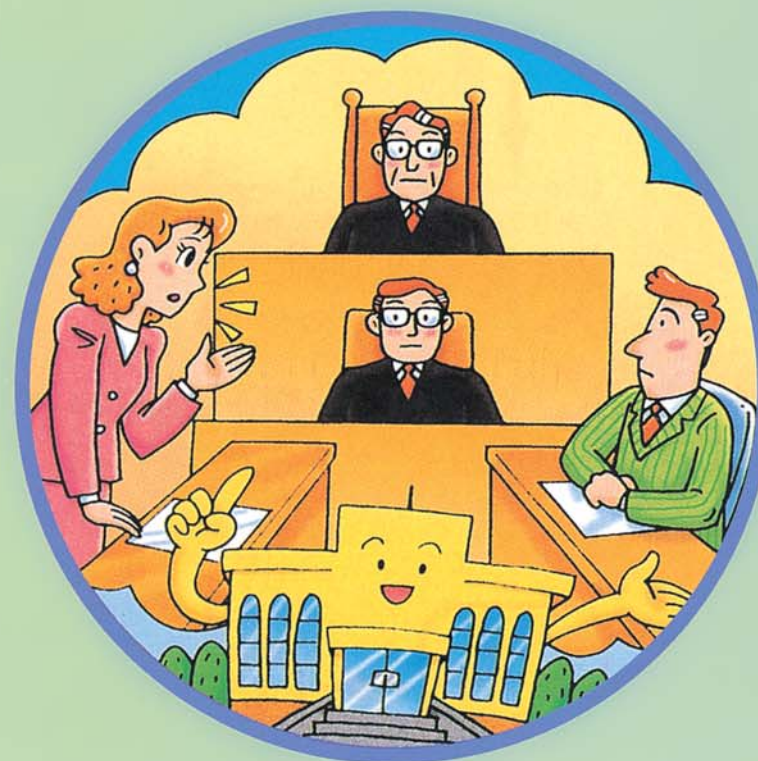
★ 利用のポイント

- ① 簡易裁判所では、紛争の対象となっている金額が140万円以下の事件を取り扱います。
- ② 訴えは、原則として相手方の住所地の裁判を受け持つ簡易裁判所に起こします。ただし、事件の種類によっては例外もあります。
- ③ 訴えを起こす場合、訴状、手数料、郵便切手のほか、資格を証明する書類などが必要となります。手数料や郵便切手の額、必要な書類の種類及び部数については、窓口でお尋ねください。
- ④ 訴えを起こされた場合、呼出状に記載された期日に裁判所に来ないと、訴えを起こした人の言い分のおおりの判決が出る場合があります。
- ⑤ 裁判所に提出する書類や証拠は、当事者の方で準備しなければなりません。

なお、裁判所には定型訴状用紙や定型答弁書用紙を備えていますので、それらをご利用ください。

お問い合わせ先

ご存じですか？
簡易裁判所の
民事訴訟



手続の流れ

